

大和市条例第1号

大和市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。